登録基準（修正案反映後）※登録基準細則（案）第3条

以下の基本基準の他に、都道府県の実情に応じて独自運用ルールを定めることができる。

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール
基本基準	（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。（世代区分）A未就学児　B小学生　C中学生　D高校生（～18歳）　E～29歳　F～39歳　G～49歳　H～59歳　I～69歳　J70歳～
		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
	（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブの所在する市町村※6の住民である。（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である） ・非営利組織である。※7
	（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベント毎の参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：規約・会則・定款等を指す。
※6：特別区は市町村に準ずる。
※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

◆　書類審査について、令和5年3月末までの間は審査方法を形式審査とする（登録審査細則附則1等）

＜参考＞　登録基準（原案）※登録基準細則（案）第3条

以下の基本基準の他に、都道府県の実情に応じて独自運用ルールを定めることができる。

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール
基本基準	（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		②多世代（複数世代）を対象としている。	・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。
		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
	（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6
	（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベント毎の参加費等は含まない）。
　　ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。